

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、平成22年佐賀県歯科技工士国家試験を次のとおり行います。

平成21年11月2日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験日時

- (1) 学説試験 平成22年2月17日(水)午前9時から午後4時30分まで
- (2) 実地試験 平成22年2月18日(木)午前9時から午後4時30分まで

2 試験の場所

九州環境福祉医療専門学校(鳥栖市古野町176番地8)

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成22年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成22年3月31日までに卒業見込みの者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

4 試験科目

(1) 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

(2) 実地試験

## 歯科技工実技

### 5 試験方法

学説試験は筆記により、実地試験は実技により行います。

### 6 受験願書受付期間

平成 22 年 1 月 12 日（火）から同年 1 月 15 日（金）まで（郵送の場合は、同年 1 月 15 日の消印のあるものまで受け付けます。）

### 7 受験願書の提出先

佐賀県健康福祉本部医務課( 郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 )

### 8 提出書類

(1) 所定の様式の受験願書

(2) 3 の(1)又は(2)に該当する者のうち、卒業した者にあつては卒業証明書、卒業見込みの者にあつては卒業見込み証明書（この場合には、平成 22 年 3 月 10 日までに卒業証明書を提出してください。）、3 の(3)に該当する者にあつては歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類、3 の(4)に該当する者にあつては外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(3) 写真 2 枚（出願前 6 月以内に上半身、無帽、無背景及び正面で撮影した縦 6 センチメートル横 4 センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの）

### 9 受験手数料

受験申込みの際、受験手数料 36,000 円を佐賀県収入証紙により納入してください。ただし、郵送により出願する場合は、定額小為替（受取人を指定しないこと。）を添付し、書留としてください。

なお、一度納入した手数料は、返還しません。

#### 10 合格基準

学説試験 480 点以上（800 点満点）かつ実地試験 360 点以上（600 点満点）の者を合格とします。ただし、学説試験において科目別得点のいずれかが、その科目の総得点数の 30%未満である者は不合格とします。

#### 11 合格発表等

合格者については、平成 22 年 3 月 11 日（木）に佐賀県庁玄関前の掲示板にその受験番号を掲示し、併せて、佐賀県ホームページ（URL:<http://www.pref.saga.lg.jp>）に掲載します。

なお、合格者には、合格証書を交付します。

#### 12 試験結果に係る個人情報の簡易開示

佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、この試験について、受験者は次により自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができます。

- (1) 開示を行う期間 合格発表の日から 1 箇月間
- (2) 開示を行う場所 佐賀県健康福祉本部医務課
- (3) 開示を行う内容 科目別得点及び総合得点

なお、本人であることを証明するために、受験票を持参してください。

#### 13 その他

- (1) 受験票は、試験の当日必ず持参してください。
- (2) 受験願書は、佐賀県健康福祉本部医務課において交付します。
- (3) 受験手続その他この試験に関する詳細については、佐賀県健康福祉本部医務課（電話 0952-25-7073）にお問い合わせください。